

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-31

なし

(発行年 / Year)

1910

以

第四節 後見 / 終了

(理由) 本節ハ既成法典民法人事編第十章第八

節在ヒ第九節ニ設ルモノトス其中才二百九件

ヲ削除シタルハ後見人ハ確定親ヲ起スル費用

ヲ支出スルニ差シ其費用ニシテ實際ノ必要ニ

應ニテ支出シタルモノニ^十ルトキハ之ヲ未成年

者ノ負担ニ歸セシムルハ既ニ才九百^(三十四)手十條ニ

法典調査會

依リテ明カナルヲ以テ殊更ニ再ヒ本節ニ之ヲ

掲クルヲ辱セサルニ至リシヲ以テアリ 同編

才二百十二條ノ一部ハ之ヲ採リ一部ハ之ヲ

削除シタル後ノ才九百四十^(二)八條ヲ参照ス

第九百^(三十三)三條 後見人ノ任務ヲ終了シタ

トキハ後見人又ハ其相續人ハ二个月内ニ其

中

(参照)八二〇・五二〇・七佛四六九四七・蘭四六七四六八五〇
 六三項伊三〇・二三〇・五一項葡二四九二五六ウツ一二六四
 三項二七四ウラウヅ・ンデン一七七一・九ウエーロハ
 四〇・八四一・八四六四二八二・二八二・白草四六三四六五個一
 章一七〇〇・一項二項同二章一七三六普千八百七十五年七
 月五日後見法六七索一九五二一九七二加二五六紐章一三
 七

月間ノ親

中川

(理由) 本條ハ既成法典民法ノ事編亦二百五條

及ヒカ二百七條ヲ併合シタルモノナリ既成法

典ニ於テハ後見ノ決算ハ管理終了ノ日ヨリ

二个月内ニ之ヲ為スヘトシタルヲ改メテ二

个月トシタル差アルナリ之ヲ短クシタルハ後

法典調査會

見ノ管理ノ計算ノ如キハ成ヘク律力ニセサレハ

得テ後ニ紛糾ヲ生じ易キモノナレハナリ外國

ニアリテハ或ハ一个月トシ或ハ本條ノ如クシ

或ハ既成法典ノ如ク三個月トシタルモノアル

モ三個月ヲ取ユルモノハ倭ニ西班牙一國ナリ

差シ管記ノ事發見算ニシテ容易ニ之ヲ計算

十二百第九及後九
行ニ於テ著年既ニ未ハ意
ハ又人見後ニ照了録ノ
某年既ニ未ニ錄十四
項三項二七六法見
七一七三七一五二回一
〇

二

管理ノ計算ヲ為スコトヲ要ス但此期間ハ親

族會ニ於テ之ヲ伸長スルコトヲ得

参照

理由) 本條ハ既成法典民法ノ事編亦二百五條

及ヒカ二百七條ヲ併合シタルモノナリ既成法

典ニ於テハ後見ノ決算ハ管理終了ノ日ヨリ

三個月内ニテ之ヲ為スヘシトシタルヲ改メテ二

個月トシタル差アルナリテ之ヲ短クシタルハ後

法典調査會

見ノ管理ノ計算ノ如キハ成ヘク其力ニセカシハ

得テ後ニ紛糾ヲ生じ易キモノナレハナリ外國

ニアリテハ或ハ一ヶ月トシ或ハ本條ノ如クシ

或ハ既成法典ノ如ク三ヶ月トシタルモノアル

モ三ヶ月ヲ起ユルモノハ僅ニ西班牙一國ナリ

差シ管理ノ事務發見難ニシテ容易ニ之ヲ計算シ

中川

ヲ爲シ能ハサントキハ親族全ニ於テ此期間ヲ
延長スルコトヲ得トシタルヲ以テ原則トシテ
ハ二个月トスルヲ可トス

第九百四十四條 後見人ノ管理ノ計算ハ後見

監督人ノ手合ヲ以テ之ヲ爲ス

(參照) 八二〇六伊三〇六一項三〇七一項葡二四九二五〇二
五七一項ウツ二六六二七四タラウツムンテン一二〇西
二七九二八〇二八二白草四六四編一草一七〇〇三項一七
〇一四二草一七三七一七三三八普千八百七十五年七月五日
後見法六七二項三項

法典調査會

事
不
皆
凡

七
事
照

理由 本條ハ既成法典民法人事編才二百六條

ニ修正ヲ加ヘタルモノナリ同條ニハ後見人カ

何人ニ對シテ後見ノ決算ヲ爲スヘキヤラハ

明示シタルモ何レモ言フヲ待タサル取ナルヲ

以テ之ヲ削除シ又同條才二項但書ニ於テ後

見人カ管理ノ計算ヲ爲ササル前ニ被後見人ヲ

ヲ爲シ能ハサントキハ親族會ニ於テ此期間ヲ
延長スルコトヲ得トシタルヲ以テ原則トシテ
ハ二ヶ月トスルヲ可トス

第九百四十四條 ~~後見人ノ管理ノ計算ハ後見
監督人ノ手合ヲ以テシテ爲ス~~

後見人ノ更迭アリタル場合ニ於テハ其管

理ノ計算ハ親族會ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

法典調查會

七
車馬

理由 本條ハ既成法典民法人專編才二百六條

ニ修正ヲ加ヘタルモノナリ同條ニハ後見人カ

何人ニ對シテ後見ノ決着ヲ爲スヘキヤラ

明示シタルモ何レモ言フヲ待タサル取ナルヲ

以テ之ヲ削除シ又同條才二項但書ニ於テ後

見人カ管理ノ計算ヲ爲ササル前ニ被後見人ヲ

之
ノ
九
三
十
四
百
五
十
七

後
三
十
四
百
五
十
七
回
正
二
項
一
〇
七
一
草

張言養子ト為ストキハ後見ノ決算ハ後見監督

人ニ對シテ之ヲ為ストシタルヲ削除シ後見人

ノ管理計算ハ總ラ後見監督人ノ手倉ヲ以テ之

ヲ為シ後見人ノ更迭^アシリタル場合ニ於テハ其

管理ノ計算ハ親族會ノ認可ヲ得ルヲ要スルコ

トトシタリ

計算ノ費用ハ被後見人ノ負担ニ屬スルハ別ニ

法典調査會

明文ヲ要セサル所ナルヲ以テ同條第四項ヲ

削除シタリ

第九百~~三十九~~十五條 未成年者ヲ成年ニ達シタル

後後見ノ計算終了前ニ其者ト後見人又ハ

其相繼人トノ間ニ為シタル契約ハ其者ニ於

テ之ヲ取消スコトヲ得其者ト後見人又ハ其

相續人ニ對シテ為シタル單獨行為亦同シ

第十九條左ニ有テ三十一條乃至百二十六條

(参照)八二〇八條四七二二〇四五關四七〇五〇六三項伊三
〇七二項ツク一ニ七六一五二七クツクツェンデン一〇三
一項一三號二項一〇六クツク一ヲハ八四二二項西二八五一
項白草四六六加二五六紐草一三七

理由) 本條ハ既成法典民法ノ事編ヲ二百八條

ニ該當ス同條ニ人後見ノ決算前ニ為シタル左

邊ハ終テ之ヲ無效トシタルヲ畫キ改メテ取消

スコトヲ得トシタリ同條ニ於ケル無效ノ意味

法典調査會

ハ本條ニ稱スル取消スコトヲ得ルキモノナルハ

同人事編ヲ二百一十一條ヲ三項ノ規定ニ依リテ

明ナリ

本條第三項人無能力者ノ相手方亦無能力ニ對

シテ其取消シ得ルキ行為ヲ指シタルハ不ヤラ

確然又キ者ヲ優先スルコトニ關シテ規定シ

D

九

相續人ニ對シテ爲シタル單独行為亦同シ

第十九條乃至第二十一條乃至百二十條

規定ハ前項ノ場合ニテラ準用ス

参照

理由 本條ハ既成法典民法ノ事編ヲ二百一條

ニ設ケス同條ニハ後見ノ決算前ニ爲シタル反

意ハ終ラ之ヲ無效トシタルヲ畫キ改メテ取有

スコトヲ得トシタリ同條ニ於ケル無效ノ意味

法典調査會

ハ本條ニ稱スル取消スコトヲ得キモノナルハ

同人事編ヲ二百十一條ヲ三項ノ規定ニ依リテ

明ナリ

本條第三項人無能力者ノ相手方亦無能力ニ對

シテ其取有シ得キ行為ヲ廢止スルハ不ヤラ

確然又キ音ヲ催先スルコトニ因リテ規定シ

D

溯隨ハ開館即出シ蓋
↓三ハノ騰附其ハ又
4ノ百後 終二十四頁

確 證 有 事 十 八 日 十 月 十 日

レ 三 月 十 日 有 事 十 八 日 十 月 十 日

本 條 二 項 無 事 十 八 日 十 月 十 日

明 十 月 十 日

同 日 十 月 十 日 十 月 十 日

本 條 二 項 無 事 十 八 日 十 月 十 日

ス 十 月 十 日 十 月 十 日

同 日 十 月 十 日 十 月 十 日

二 十 月 十 日 十 月 十 日

理 由 本 條 二 項 無 事 十 八 日 十 月 十 日

要 點

本 條 二 項 無 事 十 八 日 十 月 十 日

第 十 八 條 十 月 十 日

相 對 二 人 十 月 十 日

D

凡百四十二條 後見人カ其任務ヲ終ハリタルトキハ後
見人又ハ其相續人ハ三個月内ニ其管理ノ計算ヲ爲スコ
トヲ要ス但此期間ハ親族會ニ於テ之ヲ仲長スルコトヲ

タルモノ及び取消ヲ為ス方法取消ノ效力等ノ
 規定ハ之ヲ本條ノ場合ニモ適用ス(イ)旨ヲ平
 ニタルモノナリ其ニテ適用ト云ハスレテ準用
 ト言ヒンハ才十九條及び才百二十一條以下ハ
 才下ニテ無能力者ノ行為ニ関シタルモノニシテ
 本條ハ未成年者カ成年ニ達シ既ニ能力者ト為
 リタル後ノ行為ヲ取消スコトニ関シタルモノニ
 關ナル所ナルヲ以テナリ

其間ニ稍
 法典調査會

其他
 尚一ノ既成法典ト變ナル所ハ既成法典ニ於テ
 ハ同意ハ之ヲ無效トシタルヲ狭シトシテ此外
 成ニ成年ニ達シタル後ニ其者カ後見人又ハ其
 相続人ニ對シテ為シタル單獨行為ヲモ取消ス
 コトヲ得トシタリ即チ愛置廢棄ヲ取消スコト

法典調査會

ヲ得ルト等レク義務ノ免除ノ如キ單独行為ヲ
 取消スコトヲ得トシタルナリ畢竟未成年者
 カ成年ニ老シタル後連カニ其財産ヲ自己ノ管
 理ニ得ント欲シテ後見人ニ種々ノ恩惠的行為
 ヲ為スコトアルヘキヲ以テ以ノ如キ輕率ニ関
 シテ未成年者タリシ者ヲ保護セシカガナニ本
 條ヲ設ケタルナリ

才九百四十五條 後見人カ被後見人ニ返還ス

ハ才金銀及ヒ被後見人カ後見人ニ返還ス

才金銀ニハ後見人ノ管理納了ノ時ヨリ利息

ヲ附スルコトヲ得ス

後見人カ自己ノ為メニ被後見人ノ金銀ヲ

消費シタルトキハ其消費ノ時ヨリ之ニ利

見ヲ附スルコトヲ要ス尙未損善アリタルト

參照八二一。佛四七四附四七一五。六三項伊三。八補二
五三乃至二五五二五七二項ウ。二六九二項二七七西二
八六白章四六八獨一章一六九七同二章。七三。普千八百
七十五年七月五日後見法四。案一九三七

理由 本條ハ既成法典民法人書編亦二百十條

ニ該テシテニ修止ヲ加ヘタルモノナリ一タヒ

後見人ノ管理ノ計算終了ニタル後ハ後見人ハ

被後見人ハ金類ヲ所持スヘカラス被後見人ハ

後見人ノ金類ヲ所持スヘカラス後見人ハ

法典調査會

一切ノ關係ヲ絶テテ双方共ニ其相手方ニ屬ス

ルモノヲ懸テ返還セサルヘカラス返還スヘキ

ニ返還セサルヲ以テ其以後ハ之ニ利息ヲ附スル

コトヲ要ストシタルナリ既成法典ニ大体ニ於

テ人本條ト同一ナルモ後見人ト被後見人トノ

間ニ區別ヲ附シ後見人ヨリ返還スヘキ金額ニ

ハ計算ノ終了ノ日ヨリ当然利息ヲ生シ未成年
 者ヨリ返還スヘキ金額ハ計算終了ノ後後見人
 ノ催告ニ因リテ利息ヲ生スルコトトシ而モ既
 成法典ニ於ケル催告ハ裁判所ヲ經テ之ヲ為ス
 モノトシタルヲ以テ兩者ノ間ニ稍公平ヲ得サ
 ル所アリ佛伊ノ民法ハ皆既成法典ノ如クニシ
 テ其由テ出ワル所ハ被後見人ハ未ダ十分ニ事
 ラ知ラザル者ナリ然ルヲ管理ノ計算終了ニテ
 リトテ其時ヨリニテ直々ニ利息ヲ拂フヘキ
 モノトセラルルトキハ不測ノ損失ヲ蒙ケルコ
 トアルヘク後見人ノ如ク自ラ管理及ヒ計算ノ
 責ヲ負ヒ其責ニ基キテ之ヲ終了シタル者トハ
 固ニ論スルヲ得スト言フニアラシモ一タヒ

後見人ノ管理ノ計算終了^ハ最早後見人ト社後

見人トノ間ニ後見ノ関係ナキニ至レハ其以後

ニ於ケル事項ニ関シテ二者ノ間ニ差ヲ附スル

ハ却テ後見人タリニ者ニ對シテ衡平ヲ得サル

所アルヲ以テ本案ニ於テ既成法典ヲ改メタル

ナリ

本件才二項ハ既成法典ニナキ所ナルモ事理ノ

法典調査會

當然ナルヲ以テ之ヲ加ヘタルナリ後見人カ消

費スル損ナキモノヲ消費シタルニアルヲ以テ

其消費ノ時ヨリ之ニ利息ヲ附スルハ予者ナリ

是レ

所ナリ

或ハ言フヲ強クサルニ似タレトモ前項ニ於テ

後見人カ社後見人ニ返累スヘキ金額ニハ後見

人ノ管理ノ計算終了ノ時ヨリ利息ヲ附スルコ

トヲ要ストシタルヲ以テ解釋上後見人カ自己
 ノ為メニ被後見人ノ金銭ヲ消費シ之ヲ被後見
 人ニ返還スヘキ際ニ利息ハ計算終了ノ時ヨリ
 附スヘキモノナルカノ故^疑ヲ生スルヲ恐レテ此
 ノ如クシタルナリ尙外國ノ法律ニ於テハ後見
 人ハ此場合ニ普通ヨリモ高利ヲ附スヘシトシ
 タルモアルヲ以テ本案ニ於テハ之ヲ採ラサル
 ヲ示サレカ為メニ本項ヲ設ケタル理由モアリ
 他ニ何等ノ定メモノナキトキハ後見人ハ消費
 時ヨリ法定ノ利息ヲ附スヘク尙本欄案アリタ
 ルトキハ其賠償ヲ為スヘシ法律ニ一定シテ常
 ニ高利ヲ採拂フヘシトスルハ後見人ニ對シテ
 稍醜ナル所アリ

法典調査會

第九百四十七條 第六百五十四條及七百六

(参照)八二〇二乃至二〇四佛四一九白草四五九乃至四六二
獨一章一七〇九同二章一七四九一項普千八百七十五年七
月五日後見法六五二項索一九六四一九七二

理由)新民法才六百五十四條ニ於テ委任終了ノ

場合ニ於テ是道ノ事情アルトキハ委任者等ハ

委任者等カ委任事務ヲ廢止スルコトヲ得ルニ

至ルマテ必要ナル場合ヲ為スコトヲ要ストシ

タリ後見人ハ法律ノ規定ニ因ル委任者ノ如シ

法典調査會

委任終了ノ場合ニ於テモ是道ノ必要アルトキ

ハ尚ホ必要ナル場合ヲ為スヘキコト契約ニ因

ル委任ノ場合ニ於ケルト異ナル所ナシ故ニ同

條ヲ後見ニ準用シタルニテ既成法典民法ノ本

編才二百二條乃至才二百四條ハ蓋シ本條ト略

同ノ主意ナリ

八四一
五七二
五七二
五七二
五七二
五七二
五七二
五七二
五七二
五七二

第九百四十七條 第六百五十四條及び第六百

五十五條ノ規定ハ後見ニ之ヲ準用ス

参照

理由) 特民法才六百五十四條ニ於テ委任終了ノ

場合ニ於テ急迫ノ事情アルトキハ委任者等ハ

委任者等ノ委任事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ

至リマテ必要ナル處分ヲ為スコトヲ要ストシ

タリ後見人ハ法律ノ規定ニ因ル委任者ノ如シ

法典調査會

委任終了ノ場合ニ於テモ急迫ノ必要アルトキ

ハ尚ホ必要ナル處分ヲ為スヘキコト契約ニ因

ル委任ノ場合ニ於ケルト異ナル所ナシ故ニ同

條ヲ後見ニ準用シタルモノリ既成民法(民法)

編才二百二條乃至才二百四條ハ蓋シ本條ト略

同一ノ主意ナリ)

中作

目一ノ王(音)十一

編^ノ斗^ノ百二條^ノ斗

條^ノ後^ノ復^ノ二項^ノ用

て^ノ受^ノ性^ノ一^ノ場^ノニ^ノ於^ノテ

ハ^ノ才^ノハ^ノ必^ノズ^ノ十^ノ八^ノ分^ノニ^ノ於^ノテ

各^ノ任^ノ終^ノ了^ノ一^ノ場^ノニ^ノ於^ノテ

ハ^ノ後^ノ是^ノハ^ノ法^ノ律^ノノ^ノ規^ノ程

至^ノリ^ノレ^ノテ^ノ各^ノ一^ノノ^ノ分^ノノ^ノ中^ノニ^ノ於^ノテ

各^ノ任^ノ者^ノ皆^ノ力^ノヲ^ノ盡^ノシ^ノテ^ノ任^ノ事^ノ進^ノ退^ノヲ

場^ノニ^ノ於^ノテ^ノ各^ノ一^ノノ^ノ分^ノノ^ノ中^ノニ^ノ於^ノテ

現^ノ由^ノ科^ノ民^ノ法^ノ斗^ノ百^ノ五^ノ十^ノノ^ノ規^ノ程

五^ノ十^ノ五^ノ十^ノ條^ノ規^ノ程^ノノ^ノ中^ノニ^ノ於^ノテ

第九百四十七條^ノ規^ノ程

二十一

一 二七五クラップコングレンテン 二 五クニトリヒ八四二一
八四三乃至八四六西二八七自草四六九加二五七紐草一三
八

新民法第六百五十五條ハ事件終了ノ事由ハ之
 ヲ相手方ニ通知シ又ハ相手方カ之ヲ知りタル
 トキニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ對抗スル
 コトヲ得ストシタルモノニシテハ親をハ亦契
 約ニ因ル事件ノ場合ト法律ノ規定ニ因ル事件
 ノ場合トニ依リテ之ヲ分クキニ非サルヲ以
 テ後見人ニ之ヲ準用シタルナリ從テ後見人カ妻
 隔ノ地ニアリテ被後見人ノ死ニシタルヲ知
 テ為シタル行為ハ尙之ヲ被後見人ノ為メニ為
 シタルモノト看做スヘク後見人カ被後見人ノ
 為メニ受取りタル金銭カ一定ノ親ニ遺シタル
 トキハ之ヲ寄附スヘキ等ノ結果ヲ生ス

法典調査會

ラヌニ

第九百四十條 第九百一十一條ニ定メタル時致

ハ後見人後見監督人又ハ親族を算ト被後見
人トノ間ニ於テ後見ニ関シテ生シタル債権
ニテハ準用ス

前項ノ規定ハ廿九百四十五條ノ規定ニ依リ

テ法律行為ヲ取消シタル者全ニ於テハ其取

(参照) 八二一 佛四七五 蘭四七二五〇 六三項 伊三〇 九ツ
一 二七五 ヲウツ ユーテシ 一二五 ユーリヒ 八四二 一 項
八四三 乃至 八四六 西二八七 白草 四六九 加二五七 紐草 一三

由

親指ヲ行ヒタル父又ハ母ト其子トノ間

法典調査會

ニ財産ノ管理ニ付テ生シタル債権ハ五年時

效ニ因リテ消滅スルモノトシ其起算キハ場

合ニ依リテ變リテ或ハ管理指指成ノ時トシ或

ハ子カ成年ニ達シタル時トシ又或ハ後任ノ合

充代理人カ就任シタル時トシタリ後見人等ト

被後見人トノ間ニ於テ後見ニ関シテ生シタル

五

中作

ハ後見人ハ後見監督人又ハ親族公算ト被後見
人トノ間ニ於テ後見ニ関シテ生シタル債權
ニテラ適用ス

前項ノ規定ハ第九百四十五條ノ規定ニ依リ
テ法律行為ヲ取消シタル場合ニ於テハ其取
消ノ時ヨリ之ヲ起算ス

参照

註(内) 親指ヲ行ヒタル父又ハ母ト其子トノ間

法典調査會

ニ財産ノ管理ニ付テ生シタル債權ハ五年ノ時
效ニ因リテ消滅スルモノトシ其起算トハ場
合ニ依リテ變リテ或ハ管理指指ノ時トシ或
ハ子力成年ニ達シタル時トシ又或ハ後任ノ公
定代理人ノ就職シタル時トシタリ後見人等ト
被後見人トノ間ニ於テ後見ニ関シテ生シタル

神後身一人一門
 先入理ノ教
 ハ成ノ事カ子
 全ニ依リテ豊ク
 教ニ同ク消滅
 財を以テ信ニ
 親指ヲ行
 消時ヨリ
 三法建行方
 前項
 三ノ月
 入ノ間
 ハ後身ノ後身

(四) 宗
 宗

五

參照ノ事
 獨一草一七〇九同二草一七四九一項普千八百七十五年七
 月五日後見法六五一項索一九六四一九七二
 百四十七條 第九百條ニ定メタル時效ハ後見人後見

債権ノ消滅時効ニ関シテハ之ト其ノ規定ヲ等

シクヌ(キ理由アルヲ以テ親権ニ関シテ定ナ

タルヲ九百九十四條ノ規定ヲ後見ノ場合ニ準用ス

九百九十四條トシタルナリ) 唯或場合ニ未成年者ノ

其行為ヲ取消シタル際ニ人ヲ九百九十四條ヲ準

用シテ後見人ノ管理権有滅ノ時未成年者ヲ成

年ニ達シタル時又ハ後任ノ代理人ノ職務シタ

法典調査會

ル時ヨリ時効ヲ起算スルヲ得サルヲ以テ本條

ニカニ項ヲ設テテは協令ニ限リテ時効ハ其

取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス(キ事トシタリ本條

ハ畢竟既成法典民法今本條ヲ二万十一條ニ修

正ラ加(カハニ過キス況ク後見ニ係ル訴訟ト

アルヲ改メテ後見ニ関シテ生シタル訴訟トシ

未成年者、死ニシタル日ヨリ起算シタルヲ
改メテ後任ノ代理人カ執務シタル時ヨリ起算
ストシタルカ如キ者アリ也

第九百四十三條
前條ノ規定ハ親任ハ保佐人ト準禁治產者ト同シ
第七條 親族會

又保佐ノ旨ニテ
タル後任ノ旨ニテ
是スヘキ理由ヲ
以テ之ヲ保佐ノ
場合ニ準用スヘキ
モノトセリ

十六

法典調査會

理由本章ハ既成法典民法ノ末編第十卷ヲ
三序ニ執考ス 既成法典ニ於テハ親族會ト規定
後見ニ關スル章中ノ一節トシタルモ親族會ハ
單ニ後見ニ關スルニ止マラサルト且親族會ニ
關シテ特ニ規定スル一節トシタルト且
リ本章ニ於テハ特別ノ一章ヲ設ケ後見項ニ之
ヲ置クコトトシタリ既成法典後見ノ章中ニア
ル條文ニシテ削除シタルモノ左ノ如シ
亦百七十三條ハ之ヲ削除スル條ハ戸主成年

ナルトキハ親族ノ為メ親族会ヲ設クルコトヲ

要ヒストシ其意味不明ナルトコトアリ

年ニシテ其親族ノ後見ヲ為ストキハ親族ノ為

メニ親族会ヲ設クルコトヲ要セザルノ意ナル

カ若シ其意ナリトセハ之ヲ明言スルヲ要ス

其文 薄才字ノ如ク戸主成年ナルトキハ

場合ニ日挙ノ規定ヲ適用シテ親族ノ為メニ親

法典調査會

族会ヲ設クルコトヲ要ヒストスルモノナルト

キハ戸主ハ成年ニシテ他ニ後見人アル場合ニ

何人ハ親族会ノ任務ヲ擔クヌヘキヤ戸主自ラ

之ヲ擔クヌヘキモノナルカ或ハ裁量可代ハリ

テ其任務ヲ行フヘキモノナリヤ何ツレニモ明

文ヲ要スルニ何等ノ明文モナキラバ此場合

待テ後之ヲ和ルコトヲ得ヘキモノナルニ既成係連
置カハレ

六

法典調査會

ニ交スヘキ立法ノ精神ノ何レニ存スルヤヲ知ルニ
 昔シム今條ノ意ニシテ若シ戸主カ親族会ノ任
 務ヲ重クシテ其求徒ノ後見人ニ諸叔ノ惣許ヲ
 与フル事ノ事ヲ為スモノトセハ頗ル奇ナル規
 定ト云ハカルヘカラス又其如何ハ親族会ノ為
 スヘキ任務ヲ為スヘキモノトモ是レ在条ノ主
 義ニ及ス又若シ戸主在年ナルトキハ自ラ後
 見人ト為リ諸事独断ウケテ事ウケウケノトモ
 ハ禁治事者ノ場合ニ比シテ權限ヲ得カル可ク
 リ何レレテ解スルモ今条ノ規定ハ在条ノ條ヲ
 カル可クナルウケラ之ヲ削除シタルナリ
 予有七十ハ条モ之ヲ削除ス今条ニ親族会ヲ設
 クル能ハカルトキハ區々如何モ事ウケフトシ

タルモ、女系に^ル生^ルハ^ル可^クノ子^ハ係^フウ^ル遊^ス ル

ト^レ名^ヲテ^シ之^ノ前^ニ除^クル^{コト}ナリ^ト而^{シテ}一^方ニ^モ在^ル

リ^テ親^族會^ノ設^立ウ^ル容^易ニ^シ三^人ノ^會負^フ

及^テ之^ノ組^織ス^ルコ^トヲ^モ得^ルセ^シメ^テ而^{シテ}親^族

三^人ニ^充タ^カル^{コト}ナ^リ隊^員アル^{コト}他^人ヲ^以テ^之

ヲ^補ス^ルコ^トヲ^モ得^ルセ^シメ^テル^{コト}ニ^シテ^ハ既^ニ本^法典^ニ

ノ^如キ^規定^ナキ^モ專^断ノ^不都^合ナ^リト^モセ^ルコ^ト

法典調査會

五^五リ

九^百四^十九^條 四 女^系其^他ノ^法令^ノ規^定ニ^依

リ^親族^會ヲ^開ク^{コト}ハ^其會^ノ於^テハ^會議^ヲ

要^スル^{コト}ナ^リ女^人ノ^主親^族係^見人^ノ係^見人^ト替^フ

人^ノ係^見人^ノ被^選任^スル^{コト}ノ^利益^ヲ保^護ス^ルコ^トナ^リ女^人ノ^親族

ヲ^根據^シテ^ハ親^族會^ノ負^ク選^任ス^ルコ^トナ^リ

前項ノ規定ニ依リテ招集スルニ親族ナキト
スルニ親族ニ於テ親族会員ヲ選定セザルト

(参照) 一七二條四〇六伊二五〇二五七西二九三十項自規

四一〇獨一章一七一三一一七二二一項一七三六同二覽一七

五二一七六五一一七八二十項普千八百七十五年七月五日後

見法七一十項二覽三號七七二項二覽

附三〇

三〇九八 會九項々

一〇四

(理由) 本條ニ既ニ法典及法人事典第百七十二条

及ヒト百七十七條ニおカヌル百七十七條ニ未

成年者ノ親族会ノ不親族会ニ組織スル必要ア

法典調査會

ルトキヤ本節規定ノ適用ストシテ親族会

ノ規定總ヘテノ協會ニ適用スルニキモノナル

ヲ示メシタルコト本案ニ於テ一層之ヲ明カニシ

本條モ他ノ法令ノ規定ニ依リ親族会ヲ開クハ

キ協會トシテリ

親族会ヲ招集スルニ親族後見人等トスル

事項、規定ニ依リテ招集スルキ親族ナキト

キ及ヒ親族ニ於テ親族會員ヲ選定セザルト

キ其れ可シキ事項、招集ケル者、議決ニ因

リテ之ヲ選定ス

参照

理由 本条ニ既述法典及法人事典第百七十二條

及ヒト百七十七條ニ於テ、百七十七條ニ未

ル事項ノ親族會ノ亦親族會ノ組織スル必要ア

法典調査會

ルトキヤ亦本節規定ヲ適用ストシテ親族會

ノ規定總ニテノ場合ニ適用スルハキモノナル

ヲ示メシタルニ本条ニ於テ一層之ヲ明カニシ

本條モ他ノ法令ノ規定ニ依リ親族會ヲ開クハ

キ場合トシテリ

親族會ヲ招集スルキ^者親族後見人等トスル

明治二十五年九月
親族會ノ組織ニ
關スル法律
第三十七條

二

親族會議ノ場所及ヒ時日ヲ定メ議事ヲ整理シ且親族
 代表ス
 九百五十二條 親族會員ハ會長ヲ互選ス
 見法七二二項七二二項三項七九一項

三

親族會議ノ場所及ヒ時日ヲ定メ議事ヲ整理シ且親族代表ス

九百五十二條

親族會議ノ場所及ヒ時日ヲ定メ議事ヲ整理シ且親族代表ス

九百五十二條

親族會議ノ場所及ヒ時日ヲ定メ議事ヲ整理シ且親族代表ス

九百五十二條

親族會議ノ場所及ヒ時日ヲ定メ議事ヲ整理シ且親族代表ス

九百五十二條

親族會議ノ場所及ヒ時日ヲ定メ議事ヲ整理シ且親族代表ス

九百五十二條

親族會議ノ場所及ヒ時日ヲ定メ議事ヲ整理シ且親族代表ス

九百五十二條

親族會議ノ場所及ヒ時日ヲ定メ議事ヲ整理シ且親族代表ス

九百五十二條

キカ我ハ他ノ一ホニ因リテ裁可之ヲ招集ス

ルコト、スヘキカハ國ニ據リテ是ナリテ既ホ

は典ノ主意又部ノ不明ナルモ本意ハ先ハ親族

後見人等ヨリ之ヲ招集スルモノトシバムヲ得

カハ場合ニ於テノニ裁可ハ彼等ノ請求ニ因

リテ之ヲ招集スルコトトシタリ是ハ既ホ法

典ノ主意ニ非ラシニ大同小異ナラン

法典調査會

既ホは典ニ於テハ親族会ヲ招集シ得ルモノ中

ニ會議ヲ要スル事件ノ本人ハ主及捨手ヲ入レサ

リシモ本人ハ此權ヲ与ヘサルトキハ屢彼ノカ

利益ヲ害スルコトアルヘク又親族ハ此權ヲ与ヘナ

カハ主ニ之ヲ与ヘサルハ極メテ不利ナルヘ

ク又本多クハ公益ニ害スルモノナラバテテ換

手ニ親族会ヲ招集スルコトヲ得タシムル必要

アルヲ以テ本案ハ一頂ニ此三者ヲ加ヘタリ
才九百五十九四十九余 親族会員ハ三人以上トス但親
族三人ニ滿シサルトキハ其家又ハ本人ニ縁

(参照八、一七、一七、四十年九月五日太政官指同年十二月十二日内務省指十六年十月二日同省指同年十二月三日同省指十八年四月十六日同省指十九年十一月十九日司法省指佛四〇七乃至四一〇、四一四、伊二五乃至二五三、二六、一、葡二〇七、二〇八、西三九四乃至二九六、白草四〇三、四〇四、葡一草一七一、二三項一七一、四一、項一七一、五、同二草一七五、一、項一七五、三乃至一七五、七、普千八百七十五年七月五日後見

五

三

ゆえん

参考

法典調査會

(理由) 本案ハ一頂ニ既述及典ハ民性人本高本百七十一條及ヒ亦百七十四條ニ由ルニ親族会員ヲ選任スルニ要スル人及ノ數ヲ三人以上トシタル所ニ既述及典ト異ナル所ナレバ困ニヨリテ之ヲ五人トスルモノアル所トシテハ五人ノ人及ヲ得孰キ協會モアリハ又ハ七人若クハ之ツレヨリ

年歴

アルウ以テ本家ハ一頂ニ此三者ヲ加ヘタリ

才九百^{四十九}十^九条 親族会員ハ三人以上トス但親

族三人ニ滿タサルトキハ其家又ハ本人ニ縁

有アル他人ヲ以テ之ヲ補充ス

親族会員ヲ選定シタルトキ又ハ其変更アリ

タルトキハ会員ノ連署ヲ以テ之ヲ戸に稽更ニ

届出タルコトヲ要ス

法典調査會

女子家照

(註) 本至于一頂ハ既述法典民法人本至而亦百七

十一條及ヒ亦百七十四條ニ依リテ親族会ヲ組

依スルニ要スル人其數ヲ三人以上トシタル

即ハ既述法典ト異ナル所ナレ固ニヨリテ之

ヲ五人トスルモノアルモ町トシテハ五人ノ人負

テ得親キ協會モアリハ又ハ七人若クハ^之ツレヨリ

此他第九百九十九條
後見人ノ職務
後見人ノ職務
第九百九十九條
第九百九十九條

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

サ
照
本

法七二一項四項七三七六八〇

第九百五十一條 遠隔ノ地ニ居住スル者ハ親族會員タル

コトヲ辭スルコトヲ得

後見人後見監督人及ヒ保佐人ハ親族會員タルコトヲ得

ス

此他第九百十二條第三號第五號及ヒ第九百十三條ノ規

以上ノ人負クルテ組織スルヲ要スル協會モア

ルヘシ故ニ是等ノ諸協會ニ応スルコトヲ得ル

方メニ三人以上トシテ三人以下ヲ組織スル

コトヲ得ル又ハ三人以上トシテ一人以下ヲ得

得ルルモ可ナルコトトシタリ而シテ之シカ會

負タルモノハ親未成年者^{若年者}親族タルヲ常ト

シヨクハ最近ノ親族ナルヘシ然レモ^{トモ}既年^{トモ}は成

法典調査會

ノ如ク論文ニ於テ最近親族三人以上ト言ハス

シテ又協會ノ情況ニ從ヒ何人ヲ認定スルモ可

ナルヲ明カニシタリ

親族三人ニ滿タカルトハ^{ルヘテ}其家又ハ本人ニ依ル

アル何人ヲ以テ之ヲ補充ス可キ親族會ノ組織

ヲ定ムルコトヲ敢シテ此補充方法ヲ設ケタル

ナリ本人ニ縁有アル者ハ説明ヲ要セスシテ明

カナリ其家ニ縁有アル者トハ本家ニ家ノ戸主

及ヒ其家ヨリ出ラシ改定ノ家族トハ其子何子

ノ親族姻族ノ子何子有モケル者ニテハ既出候

曲ニ被^カル^カ場合ヲ示シテ之ヲ限リシハ被^カキ

ニ失^クル^ル嫌^アリ

方ニ限^ルハ既出候曲ニナキ^ナ有^ルナルモ親族会^ニ復^ス

何^レノ^レム^ルウ^ウ明^カニ^スル^ルヲ^ハ認^メタル^ウ

以^テ親族会^ニ復^スク^ル選^定シタル^トキ^ハ又^ハ其^ノ要^求更^ニア

リタル^トキ^ハ之^ノ戸^籍更^ニ出^スル^ルヲ^ハ要^ス

トシタル^ナリ^テ蓋^シ親族会^ノ任^務存^ス之^ニ依^テ

親族会^ニ復^スル^ル何^レナル^モタル^カハ公益^ニ關^スル^ル

コト大^ニナル^ルコト^ニ依^テ

子孫ナトシ本人ノ親族外他種ハ
親族ハ
縁族
合口

存出候親族

法典調査會

第九百五十一條

遠隔ノ地ニ居住スル者

ハ親族會員タルコトヲ辭スルコトヲ得

後見人、後見監督人及ヒ保佐人ハ親族會員

タルコトヲ得ヌ

條規

(參照)八一八。乃至一八三十九年十一月十九日司法省指佛
四〇七四〇九四一。四四二四四五伊二五二二項二五四二
六八二六九九二七一葡二〇九二二二三四二四二四二四二
二項二九七乃至二九九白草四〇三四〇六一項四二七四二
八編一章一七六一七一七一七二二二章一七五八乃至
一七六〇一七六一七六九普千八百七十五年七月五日後
見法七二二項七二二項三項七九一項

(理由) 本條既成法典長法人事務ノ一ノ條乃至

法典調查會

第八十二條ニ當リ本案第九百十三條中五号

及ヒ第九百十四條ノ規定ニシテ親族會員ニ關シテ

足ラサル所ヲ補足シタルモノナリ既成法典第九百八

條以下ハ後見人及ヒ親族會員ノ缺格除斥等ニ

關シテ同一ノ規定ヲ設ケタルモノニ若クハ間ニハ稍性質

異ナル所アルヲ以テ本案ハ之ヲ分テ第九百十七條及

第九百五十六條 遺贈ノ地ニ居住スル者

ハ親族會議員タルコトヲ斷スルコトヲ得

後見人、後見監督人及ヒ保佐人ハ親族會議

タルコトヲ得又

此他第九百十三條第五号及第九百十四條規

定ハ親族會議員之ヲ準用ス

(理由) 本條既成法典民法人事編第百八十條乃至

法典調査會

第百八十二條ニ當リ本案第九百十三條中五号

及七号九百十四條ノ規定ニシテ親族會議員ニ關シテ

足ラサル所ヲ補足シタルモノナリ既成法典中百八十

條以下ハ後見人及ヒ親族會議員ノ缺格除斥等ニ

關シテ同一ノ規定ヲ設ケタルニ著ノ間ニ補性質ノ

趣キニ所アルヲ以テ本案ハ之ヲ分テ第九百十三條及

前項ハキヤル中甲種ノ國王
ハ其ノ親屬其ハキヤル中
中親屬近親ノ人ナラバ
他ノキヤル中ハキヤル中
ハキヤル中親屬近親ノ人
ハキヤル中親屬近親ノ人
ハキヤル中親屬近親ノ人
ハキヤル中親屬近親ノ人

三十五

長

親族中ヨリ

親族中ヨリ

親族中ヨリ

親族中ヨリ

親族中ヨリ

親族中ヨリ

親族中ヨリ

親族中ヨリ

親族中ヨリ

親族中ヨリ

親族中ヨリ

親族中ヨリ

親族中ヨリ

五十三

理由

五十條 親族會員ハ五人トシ本人ノ親族中ヨリ之ヲ選定ス但親族ナキトキハ本人ニ縁故アル他

之ニ代フルコトヲ得

員ハ本人ノ最近親族中ヨリ又親族中利害ヲ異ニ

アルトキハ其各種ノ者ヨリ之ヲ選定スルコトヲ

正當ノ理由アルトキハ比限ニ在ラス

七九百十号ニ於テ先ツ後見人ノ任務ヲ解

スルコトヲ得ル者及シ後見人タルコトヲ得サル者ヲ

定メ其規定中親族會員ニ準用スルコトヲ得ルニ

ノハ悉ク之ヲ本章ニ採用シタリ本條第三項即チ是

ヲ第九百十三條ニ規定セル五号中第五号ノミ

ヲ準用シテ其他ヲ作ケタルハ親族會員ハ後見

人ト異ナリテ其任務常ニ煩敷ナリト云フヲ得ルナリ

法典調査會

以テ單ニ軍人又ハ軍屬トシテ現役ニ服スル

一事若クハ被後見人等ノ居住ノ市外ニ於テ

公務ニ從事スルハ事務ヲ以テ之ヲ辞スルヲ得サル

ヘク陸隔ノ地ニ住スルヤム之ヲ理由トシテ親族會

員タルコトヲ辭スルヲ得トシタルノミナラズ九百十三

号及ヒ第二号ヲ本章ニ準用セサルハ此理ニ由

三十四

ル内務省ニ号及ヒ申四疏ハ以テ後見人タル任
務ヲ辭スルノ理由トスルニ足レトモ親族ノ曾員ハ

左程其任務ノ重大ナルモノニ派サルヲ以テ彼

自己ヨリ先キ親族ノ曾員タルハキ若頭ニシ来ハ

モ直クニ辭シ彼ヲシテ自己ニ代ハシムル程ノ必要

ナク又十年以上親族會員タリシトテ最早當院

之ヲ辭セシムルキニ非ス唯彼ニ特殊ノ事情生シ親

法典調査會

族會ニ於テ其辭任ヲ正當ト認メタル場合ニ於テ

ノイ之ヲ辭スルコトヲ得トスルハ是レリ即チ申書

十三條第五号ノ準用ヲ以テ是レトシタル以

テ内務省及ヒ申九百十回条ノ既成法典ト異ナ

ル點ハ既ニ後見ノ章ニ於テ説明シタルヲ以テ

茲ニ再ヒ贅セザルニ

決
議

親族會ノ為スキ行為ハ大半ハ後見人後見
 監督人及ヒ保佐人ノ利害ニ関シ親族會ハ掌
 口彼等ノ監督ヲ為ス様周ト言フ也 ^{ハ干渉} 可ハ程ナ
 シ以テ彼等フニテ親族會更々ラシムルヲ不
 合ト認メラ本条中ニ設ケタル後ノ第九百
 四十七 ^{四十七} 条中ニ項ノ規定ヲ見テモ本条中ニ項ノ必
 知ルヲ得ヘシ

法典調査會

~~第九百五十二條 第九百四十九條中一項ヲ
 ケタル者ニ於テ親族會委員ノ選定ニ付テ異議
 アルトキム三個月内ニ其理由ヲ提示シテ會
 員ノ改選ヲ裁断シニ申渡スルコトヲ得但中九
 百二十九條中ニ項ノ規定今ハ此限ニ在ラズ
 理由親族會ハ會議ヲ要スル事仲ノ本人~~

~~テ之ヲ選定シルモノナルヲ以テ理由ナキニテ
 改選スルヲ得サルハ至当ニシテ又此ノ理由アリトスルモ
 既ニ三月月ヲ過キタル後ニ之ヲ改選ヲ法フハ抑
 懈怠ト言フヘキヨ以テ前志ノ制限ヲ附シテ過
 法ノ弊ヲ防キタルナリ~~

~~裁判所カ本人ノ主張等ノ説示ニ因リテ選定シ
 タルコトニ異議アルモ改選ヲ申請スルコトヲ許サ
 法典調査會~~

~~又村前所ノ選定ハ至當ノモノト認ムルニ由ルル
 在任志ハ之ヲ規定シルナリ~~

~~第九百^{四十七}七^{十七}條 親族會ノ決議ハ會員ノ~~

過半数ニ依ル

(參照) 八一七五十八年四月九日內務省指伊二五八二五九番
 二一八二一九西三〇五二項三項三〇七白章四一四二項四
 一五編一章一七二二二項三項同二章一七六七二項三項普
 千八百七十五年七月五日後見法七七三項

カハルコト

第一二七二章一節近一
四〇三節七一三三三二
四節近一、二七一Y(詳參
エシ田Y(詳參ハ頁

~~テ之ヲ選定せしめんモノナルヲ以テ理由ナキニシテ~~

~~改選之ヲ得ケルハ至当ニシテ又此理由アリトスルモ~~

~~既ニ三月月ヲ過キタル後ニシテ改選ヲ請フハ抑~~

~~懈怠ト言フヘキヲ以テ前者ノ制限ヲ附シテ濫~~

~~請ノ弊ヲ防キタルナリ~~

~~裁判所ノ本人ノ主等ノ請亦ニ因リテ選定シ~~

~~タルフトニ異議アルモ改選ヲ申請スルコトヲ許サ~~

法律調査會

~~又都府縣ノ選定ハ至當ノモノト認めタルニ由ルル~~

~~在任者ハ之ヲ規定せしむルナリ~~

第九百四十七條 親族會ノ決議ハ會員ノ

過半数ニ依ル

會員ハ自己ノ利害ニ際スル決議ニ加ルコト

ヲ得又

二部

二部

二部

二部

二部

二部

二部

二部

二部

二部

二部

二部

二部

員ハ代理人ヲ出タスコトヲ得ス

参照入一七二、一、項佛四一、二四一、五伊二、五五、一、項二、五八、葡
二一、三、二、一、七、西、三、〇、三、〇、五、一、項、白、草、四、〇、七、一、項、四、一、四、
一、項、獨、一、章、二、七、二、二、一、項、同、二、章、一、七、六、七、一、項、普、千、八、百、七

二七

九十五

理由

本条第一項ハ既成法典ニナク断ナルモ

此規定ナクシテハ親族會ノ決議ハ如何ニシテ

之ヲ為スヘキモノナリヤ明ナラサルヲ以テ之ヲ如

ヘタルナリ會員ノ一致ヲ得ルハ困難ナル場合

アルハクハ命三若クハ三分二等トスルモ密

ニ失スルヲ以テ過半数トシタルナリ出席會員

ノ過半数ト云ハスニテ半ニ過半数ト云ハス

法典調査會

テ五人ノ會員中三人出席シ其中二人ハ或事

件ニ同意スルモ未タ以テ親族會ノ決議ヲ

得タリト云フヲ得サンナリ此ノ如何ニシタルハ

成ルハク會員多数ノ同意ヲ以テ之ヲ決スルヤ

トトシ偶然ノ出席者ノ如何ニ因リテ該事

ニ關スル事ヲ決議セシムルコトナカラシメタルナリ

三

目

第二項ハ既成法典民法人事編并右七十五條

修正ヲ加ヘタルモノナリ内第ニ人會五ハ角

己ノ利害ニ關係アル會議ニ列スルヲ得スト

シ全ク會議ニ列スルヲ得サラシタルヲ改メテ決

議ニ加ハルストヲ得ストシ其他ハ會議ニ列スルコト

ヲ得セシメナリ外正ノ法條ニハ會長ハ廿ノ如キ

會員ヲシテ會議ニ列シテ其意見ヲ述ベルルコト

法典調査會

トヲ得ト明記スルモノニアリ

第九百~~四十八~~條 本人、~~其~~其家ニ在ル女

母、配偶者、其家ノ戸主、後見人、後見者

知人及ビ保佐人ハ親族會ニ其意見ヲ述

べルコトヲ得

親族會ノ組織ハ各段ニ指テタル者ニ之

(參照) 八一七、一二項、一七二、一七三、伊二五、三項、葡二二、三、二、
一五、西二、三六、二項、三〇、八、白草四〇、三四〇、五

(理由) 本条ノ親族會ノ會議ニ利害ノ關係ヲ

有スルコトノ大ナル者ハ親族會ニ其意見ヲ述

フルコトヲ得トシタルモノナリ本人ハ之ニ利害ノ

關係ヲ有スルコト尤モ大ナルヲ以テ本人ヲシテ

意見ヲ述フルコトヲ得センムヘキハ言フ筈

トス 本人ハ未成年者タルモ既ニ成年齡ニ

法典調査會

達シテ自己ノ意見ヲ述フルコトヲ得ルニ

於テハ之ヲシテ其意見ヲ述ヘシムルナリ

戸主、^家其子ニ在ル父母及ヒ配偶者モ亦利害

ノ關係ヲ有スルハ何人モ在ル所ナリ

本家又ハ分家ノ戸主モ親族會員トナルコ

トヲ得ル場合アリ若シ親族會員トナルト

三三

キハ彼等ニ実シテ本條ノ適用ナキモ親族

會首ハ親族ヨリ之ヲ選定スルヲ原則トシ

唯親族ノ不足スルトキ縁故アル他人シテ

之ヲ補充スルコト、^モ而モ終テ選定ニ

因ルモノニシテ自ラ進テ者ルヲ得ルモノ

ニ推カルノ如ク又選定ニ漏ルハ、^モコト屬ア

ルヘシトモ場合ニ漏レタル戸主ニハ本條ヲ漏

法典調査會

用ニテ其意見ヲ述フルヲ得ヤレ^モルナリ

我國長来ノ習慣ヲ見ルニ本家分家ノ戸主

ノ本家分家ノ内事ニ深涉シ来ルハ、^モコトハ

親族會ヲ開クカ如キ場合ニ限^ルル^ハ裁^ハ裁^スナル

シヤ^ハ後見人^後及見監督人^保及執佐人ハ親族

會首タルコトヲ得サルモノナリ(九五下)

ト強^ニ

項本条：因^係リテ親族會ニ其意見ヲ述フル

ユトシ得ル者ナリ彼等ニ此權ヲ与フルノ

五^者ナルハ後是ノ章ニ於ケル規定ヲ見シ

直^ニ之ヲ知ルコトヲ得ヘシ

亦二項ハ亦一項ノ由來ノ結果トシテ生シ

タルモノナリ^既ハ戸主等ニ親族會ニ其意

法典調査會

見シ述フルコトヲ得^{凡ト云フトナリ是等ノ}セシムト言ヒテオリ

親族會ノ招集ヲ通告^{スルニ非カレハ此規定ノ}セサルモノナリトス

ルトキハ一方ニ於テ一権利ヲ与ヘナカラ

他方ニ於テ之ヲ行使スル途ヲ閉カカルコ

事シヤラズテ親族會ノ招集ハ之ヲ通告ス

リコトヲ要ストシタルナリ

第九百四十九條 其能力者ノ為メニ設ク

タル親族會ニ其能力ノ止ムルヲ繼續

(參照伊二四九二五七西三〇一三〇四二項一號白草四〇九
二項四一〇第一草一七二二一項同二草一七六五普千八百
七十五年七月五日後見法七七一項二項)

現由親族會ニ第九百四十九條ニ據ケタル

者ノ請求ニ因リテ組合セラルル其任務ヲ終

ハリタルトキハ解散スルモノナリ也レヒ

其能力者ノ為メニ設ケタルモノニ至リテ

法典調査會

ハ其能力ノ止ムマテ之ヲ繼續スルモノ

トセザルトキハ解散シテ後直ニ之ヲ招集

スルノ必要ヲ生シ逐ニ其任務ニ堪ヘザルヲ

以テ本條ヲ設クテ繼續スルキ親族會ノ存

在シ得ルコトヲ明示シタルナリ

第九百五十一條 本條ノ場合ニ於テ親族

三十二

Y 面々 氏主ノ異在 誰
ニ由 歟
凡 皇十六日 凡

三十一

第九百五十九條 其能力者ノ為メニ設ク

タル親族會ニ其能力ノ止ムマテ繼續

凡由 親族會ニ第九百四十九條ニ掲ケタル

者ノ情況ニ因リテ組立セラルル其任務ヲ終

ハリタルトキハ解散スルモノナリ也レモ

其能力者ノ為メニ設ケタルモノニ至リテ

法典調査會

ハ其能力ノ止ムマテ之ヲ繼續スルモノ

トセサルトキハ解散シテ後直ニ之ヲ招集

スルノ必要ヲ生シ逐ニ其任務ニ堪ヘサルヲ

以テ本條ヲ設クテ繼續スルニ親族會ノ存

在シ得ルコトヲ明示シタルナリ

第九百五十九條 本條ノ場合ニ於テ親族

第九百五十五條

所得タルコトヲ

及ニ本件ノ發シ

スルニ必要ヲ生

トセサルコトハ

其守能力ノ止

セザルカラス

リタルコトハ

其ノ活カシム

ルニ親族會

ノ決定ニ依

リテ爲シタ

ルコトハ第九

百五十四條

第九百五十五條

第九百六十條 第六百四十四條ノ規定ハ親族會員ニ之

ノ準用ス

無能力者ノ法定代理人ハ親族會ノ決議ニ依リテ爲シタ

會ニ政員ヲ生シ補^缺ノ必要アリト認ム

ルトキニ親族會ニ政員ヲ選定ス

政員ノ選定

九二九

(参照 例四一四伊二五四白草四〇六四〇七二項四〇九二項
四一二)

九

親由親族會ニ力ヲ能カクノ力ヲ能カクセシム

ニ純統スル場合ニ於テ政員ヲ生シタル場合

法典調査會

會ニ一町ノ親族會ヲ協會ニ異ナリトス

親族會ヲ解散シテ新ニ之ヲ組織スルコト

ヲ為サス親族會ヲシテ其補政員ヲ選定セ

積^亦也

シメテ之ヲ純統セシムルコトトシタリ

キ朝宇ノ中ニ一處政員ヲ生スルコトアル

ヘキ^中政員ヲ生シタル毎ニ純クノ會員ヲ

三十一

殊ニ前条ノ如ク

會ニ政負ヲ生シ補^缺必^要アリト認^ス

ルトキニ親族會ニ政負ヲ選定ス

有^レ親族會ニ於テ、百九百四十九條

ニ順及トテ百九百五十一條ヲ準用ス

參照

理由(親族會)中ニ能力有^レキ者能力^ノ止^リマ

テ健^ニ統スル場合ニ於テ政負ヲ生シタル場

法典調査會

合ニ... 下^ノ時ノ親族會ヲ召集ニ異ナ^リキ

親族會ヲ解散シテ新ニ之ヲ組織スルコト

ヲ為サス親族會ヲシテ其補政負ヲ選定^ス

補正也

殊ニ前條ノ如ク

ニメテ之ヲ健^ニ統セシムルコトトシタリ

過度スル親族會

キ朝宇ノ中ニ... 安政負ヲ生スルコトアル

ハキ^ニ政負ヲ生シタル毎ニ之ヲ^ノ會ニ負^シ

第九百四十九條則其親族會

三十一

| | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 入 て て | 入 て て | 入 て て | 入 て て | 入 て て | 入 て て | 入 て て | 入 て て | 入 て て | 入 て て |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... |

...

十

九百五十九條 親族會ノ決議ニ對シテハ一个月内ニ會
 員其他第九百四十九條ニ掲ケタル者ヨリ其不親ヲ裁判

再選スハキコトトスルトキハ大ニ煩報シ

生ズルヲ以テナリ補缺莫ク選定シ得ル者

シ或ハ一般ノ親族ナリトシ或ハ親族会ノ

会長トセントスル者アリモ親族会ヲシテ

之ヲ選定スルハキコトハ亦モ此場合ニ適

シナリト信シテ亦當テ一頂ノ如ク規定シ

タリ

法典調査會

補缺員ハ親族中ヨリ之ヲ選定スルハ原則

トスルモ親族ニテ是ラサルトキハ縁故ア

ル他人ヲ以テ之ヲ補充スルコトヲ得又親

族会ニシテ補缺員ヲ選定セカルトキハ裁

決スルニ請示シテ其選定ヲ仰フコトヲ得セ

シハ本案ハ二項ハ此中ヲ規定シタルナリ

亦九月五日(紅) 議 親族會 決議ニ對シテ

十一月内ニ會見其他亦九月日十九日

第一項ニ揚クタル者ヨリ其ノ後ニ爲シ給カ

(參照) 佛四四〇、四四八、四四九、同民訴八八三、伊二六〇、二七二、二七五、二七六、二項葡二二六、西二四〇、乃至二四二、二四九、二五五、二七六、四項二七九、三項三一〇、白草四一七、四二〇、四二五、四三一、普千八百七十五年七月五日後見法七八三項

(理由) 下等ハ親族會ニ入ルニ宜キナル規程

ノ一ニシテ凡ク親族會ヲ招集スルコトヲ

得ル者及ヒ親族會員等ヲシテ親族會ヲ決

法典調査會

議ニ對シテ不服ヲ唱フルコトヲ得セシム

タルモノナリ親族會ハ其可ク之ヲ招集シ

又其可クノ學習ノ下ニ其事ヲ行フトスル

我國ノ法律ニ於テモ此(紅)親族會員等ヲシ

テ親族會ノ決議ニ對シテ不服ヲ唱フルコ

トウ得セシムルモノトモハ本案ノ如ク親

第九百五十九号 親族令 決議ニ對シテ

十一月内ニ會見其他第九百四十九号

第一項ニ掲ケタル者ヨリ女不服シ島村

可ク訴ケルコトヲ得

参照

(理由) 女等ハ親族令ニ関スル重要ナル規定

ノ一ニシテ即チ親族令ヲ提案スルコトヲ

得ル者及ヒ親族令委員等ヲシテ親族令ヲ決

法典調査會

議ニ對シテ不服ヲ唱フルコトヲ得セシメ

タルモノナリ親族令ハ島村等之ヲ提案シ

又島村等ノ學習ノ下ニ其事ヲ行フトスル

我國ノ法律ニ於テモ尙此親族令委員等ヲシ

テ親族令ノ決議ニ對シテ不服ヲ唱フルコ

トウ得セシムルモノトセハ本案ノ如ク親

法典調査會
第九百五十九号
親族令
第九百五十九号

三十八

一 親族會議ニ於テハ各會員前項ニ定メタル義
 二 親族會議ニ於テハ各會員前項ニ定メタル義
 三 親族會議ニ於テハ各會員前項ニ定メタル義
 四 親族會議ニ於テハ各會員前項ニ定メタル義
 五 親族會議ニ於テハ各會員前項ニ定メタル義
 六 親族會議ニ於テハ各會員前項ニ定メタル義
 七 親族會議ニ於テハ各會員前項ニ定メタル義
 八 親族會議ニ於テハ各會員前項ニ定メタル義
 九 親族會議ニ於テハ各會員前項ニ定メタル義
 十 親族會議ニ於テハ各會員前項ニ定メタル義

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十

五十八條 前條ノ場合ニ於テ親族會ニ缺員ヲ生シ
 トキハ會長ハ遲滯ナク其補缺ヲ裁判所ニ請求スル
 ヲ要ス
 六ノ缺ケタル場合ニ於テハ各會員前項ニ定メタル義

法典調査會

族會一招募及ヒ其ノ為ニ年ハクモ其ノ
 于漢シ遊々テ私ニ之ヲ為シ得ルコトトシ
 タル法制ノ下ニ於テハ親族會ノ決議ニ對
 シテ異議ヲ納ルハコトヲ得ルノ途ヲ閉カ
 サルヘカラス未年第廿九ニ祖文アリテ左ニ
 後是人タルニ適セルニ親族會ハ叔父ヲ堅
 ヒテ其後是人ト為ストキハ此儀決ニ符シ
 テ祖父ヨリハ勿論戶主親族等ノ各自ヨリ
 女不服シ其親有ニ訴フルコトヲ得セシメ
 タルナリ尚自ラ決儀ニ預カリシ親族會員
 ニモ不服ヲ訴フルコトヲ得セシメタリ主
 トシテ未年廿七名禁法ニ依テ等テ保護スルハ
 益上ノ利也ニ基ク

第九百五十一條 親族會議決議するに

一 能ハサルトキハ 尙ホ有ルハ 尙ホ有ルハ 請ホ

二 困リ又決議ニ代ハルルハ 決定ヲ為ス

(参考)

(但し) 親族會議ニ 欠員ヲ生シ 決クニ之ヲ補缺

シ 數キ 場合アリ 又 尙員ハ 尙備スルモ 其中

ノ 數者ハ 遠隔ノ 地ニ 在リ 且 尙員ニ 困リ 同會スルコ

ト 決議ヲ 得サルニ 困リ 依テハ 尙員會議

法典調査會

ヲ 知リ 且 尙員ニ 困リ 依テハ 尙員會議

之ヲ 爲スニ 必要ノ 決議ヲ 爲スニ 困リ 得

サルコト アルヲ 以テ 尙員會議ニ 出向ルルニ

請ホシテ 親族會議ノ 決議ニ 代ハルルハ 請ホ

コトニ 依リ 且 尙員ニ 困リ 依テハ 尙員會議

ヲ 受クル カリ 之ヲ 請ホスルコトヲ 得ルモ

尙員ノ 不都合ヲ 生スルコトアルハ 尙員ニ 困リ 親

ト 困リ 尙員トス 他ニ 之ヲ 請ホスルコト

定メ度ケタリ

四

あま

ヲ得せしムハキ者ナケレハナリ

第九百五十九條 第九百四十四條ノ規定

親族會員ニ之ヲ準用ス

十能力者ノ法定代理人ハ親族會ノ認許

ヲ得テ為シタル法行為ニ付テモ其責

ヲ是ルルコトヲ得又但共其有ニ於テ法

定代理人ニ過失ナカリレモト認定シ

法典調査會

其限ニ在ラズ

(参照) 西三一・二・三一 三三章四七〇

(但由) 本条下一項ニ既述法典ニナキ事ナレ

トモ此規定ナキトキハ親族會員ノ責任明

カナリサルヲ以テ本案ニ之ヲ入レタルナ

リ第百四十四條ニ受任者ノ責任ヲ規定

シタルモノニシテ即チ受任者ニ委任ノ本

規定

四〇

あま

ヲ得ルシムルハキ者ナケレハナリ

第九百五十九條 ~~九~~ 第六百四十四條ノ規定

親族會負ニ之ヲ準用ス

其能力者ノ法定代理人ノ親族會ノ認許

ヲ得ル者シタル法廷外者ニ付テモ其妻

ヲ見ルルコトヲ得ヌ但共可ト於テ法

定代理人ニ遺失ナカリシモノト認定シ

法典調査會

ナルトキハ其限ニ在ラズ

参照

但書 本条第一項ニ既述法典ニナキ所ナレ

トモ此規定ナキトキハ親族會負ノ責任明

カナラサルヲ以テ本案ニ之ヲ入レタルナ

リ第六百四十四條ニ受任者ノ責任ヲ規定

レタルモノニシテ昂ク受任者ニ委任ノ本

規定

四二

加正七十五
無能
續
ル

者ニ従ヒ善良ナル管見者ノ洞悉ヲ以テ委
 任事務ヲ委現スルニ委現者トシタルモ
 ノナリ本業ハ既ニ之ヲ後見ニ準用ニ(九四)
 (三)又後見監督人ニ準用ニ(九二)而シテ同
 一ノ注意ニ基キテ之ヲ親族会員ニモ準用
 シタルナリ

四十一

本条より頂上世人ノ疑ヲ解クルモノニ之ヲ
 法律調査會

設ケタルモノトス何人モ自己ノ過失若ク
 ハ故意ニ因リテ生シタルハ其為ニ突ニテハ
 其責ヲ免ルルヲ得サルモノニシテ其能力
 者ノ法定代理人ト爲ルニ其本界ノ通用ヲ
 受クヘキハ當然ナルトモ是レ其法定代理
 人ニシテ親族会員認許ヲ得テ之ヲ爲シタ